

令和4年度職員団体との交渉結果
(第2回給与確定交渉(県職員労働組合・県立病院労働組合))

1 交渉団体

県職員労働組合

2 出席者

[当局] 総務部長、職員局長、人事課長、職員課長
病院局長、病院局管理課長他 (12名)

[職員団体] 県職員労働組合委員長、副委員長、書記長
県立病院労働組合委員長他 (31名)

3 交渉日時及び場所

令和4年11月24日(木) 15:45~20:00 職員会館1階ホール

4 内容

令和4年度給与改定について、当局から再検討結果を説明し協議を行った結果、合意に至った。

5 交渉概要(県職員労働組合・県立病院労働組合共通)

(1) 当局説明

項目	改定(案)
長期勤続休暇	休暇の取得可能期間を拡充し、より柔軟な取得を可能とする。 [R5.1.1改正] (取得可能期間) ①勤続20年時に付与される休暇は勤続30年時まで ②勤続30年時に付与される休暇は定年退職まで
福利厚生事業	・共済組合及び職員互助会の事業として、福利厚生事業の追加実施について調整
その他の項目	これまで回答したとおり

(2) 協議

項目	職員団体主張	当局回答
会計年度任用職員の報酬改定時期	<ul style="list-style-type: none">・長期にわたるコロナ禍の中で、苦労を重ねてきたのは、会計年度任用職員も同じであり、多くの職場で、本当に貴重な戦力になっている。遡及改定は本当に無理なのか。	<ul style="list-style-type: none">・前回の交渉での回答のとおり、このたびの改定については、昨年度、取り決めた取扱いに則り、年度単位での実施とし、令和5年4月1日から適用することとしたい。
会計年度任用職員の期末手当	<ul style="list-style-type: none">・会計年度任用職員は、報酬の増額改定は来年度送り、一時金は据置きとなる。・他団体では期末手当を上げるところもあるようだが、本当に改善はできないのか。	<ul style="list-style-type: none">・勤勉手当が地方自治法上、支給できる手当として位置付けられていないこと、期末手当の支給月数が正規職員の期末手当と同月数として制度設計されていることを踏まえると、今期給与改定において会計年度任用職員の期末手当を改定することは困難である。
会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給	<ul style="list-style-type: none">・勤勉手当の支給がないことで、期末手当の引下げ時には正規職員と一緒に下がって、正規職員の勤勉手当が引き上がる時には会計年度任用職員だけ引き上がらないのは、納得しがたい。制度が抱える問題であり、当局としても勤勉手当の支給に向けた努力をしていただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・国において、「制度の見直しが検討され、今年度内に結論を得る見通し」と聞いている。引き続き、国の動向を注視しながら、情報収集にも努めてまいりたい。
勤勉手当に係る査定原資拡大	<ul style="list-style-type: none">・査定原資の拡大により成績主義が強化され、結果として、懸命に業務に取り組んでいたとしても評価されない職員が生じることになるのではないかと懸念している。成績区分の判定に当たっては、そのことを踏まえた職員への配慮を求める。	<ul style="list-style-type: none">・地方公務員法の趣旨や人事委員会報告を踏まえると国に準じた取扱いをすべきものと考えている。・勤勉手当の上位成績区分の運用に当たっては、これまでから、職員の皆さんが、それぞれの担当業務に一生懸命取り組んでいただいていることも十分考慮した運用に努めてきたところである。
総括	<ul style="list-style-type: none">・示された回答について了解する。	—